

第3章 単位の修得及び在職年数の算定

第1節 単位の修得

1 大学等の教員養成（免許法別表第1、第2）による場合

免許状の授与を受けるために必要とする各科目の単位は、文部科学大臣が、「当該免許状の所要資格を得させるために適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得しなければなりません。（免許法第5条別表第1備考5）

認定課程は、次のうちから免許状の種類及び教科ごとに認定されています。

- (1) 大学の正規の課程
- (2) 大学院の課程
- (3) 大学の専攻科の課程
- (4) 大学の科目等履修生の課程
- (5) 文部科学大臣が指定した教員養成機関
- (6) 大学が設置する教職特別課程

なお、上記の単位には、免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の課程において修得した単位のうち、その者が在学する認定課程を有する大学が、「当該免許に係る教科に関する科目として適当」と認めたものについても合算することができます（免許法別表第1備考5ロ）。

2 教育職員検定による授与（免許法第6条別表第3～第8等）の場合

教育職員検定により、上種の免許状又は他の教科の免許状若しくは隣接校種の免許状の授与を受けようとする場合の単位は、前記1の課程のほか、免許状の種類に応じ、次の課程においても修得することができます。（免許法第6条別表第3備考6）

- (1) 免許法認定公開講座
- (2) 免許法認定講習
- (3) 免許法認定通信教育
- (4) 単位修得試験
- (5) 文部科学大臣が指定した養護教諭養成機関

ただし、上種の免許状、隣接校種の免許状、特別支援学校の免許状、免許法附則第9項、附則第17項、附則第18項による免許状の授与を受ける場合は、基礎免許状の授与又は基礎資格の取得の日以後に修得した単位でなければなりません。

第2節 在職年数の算定

1 在職年数の起算

教育職員検定により、上種の免許状、隣接校種の免許状、特別支援学校の免許状、免許法附則第9項、附則第17項、附則第18項による免許状の授与を受ける場合の在職年数は、基礎免許状の授与を受けた日又は基礎資格を取得した日から起算されます。

*例えば、臨時免許状を有する者が、免許法別表第3の規定により二種免許状の授与を受けた場合は、その後に免許法別表第3により一種免許状の授与を受けるための在職年数には、臨時免許状による在職年数は通算できません。

また、最低在職年数は2(1)の在職年数の期間でなければなりません。

2 在職年数の通算

前記1の在職年数は、授与を受けようとする免許状の種類により、次の職が通算されます。

(1) 最低在職年数に通算される職

免許状の種類	通 算 さ れ る 職	
小学校教諭	小学校の教員	ア 受けようとする免許状の種類に相当する義務教育学校の前期、後期課程、中等教育学校の前期、後期課程及び特別支援学校の各部の教員。 幼稚園教諭の免許状取得については、幼保連携型認定こども園の教諭等を含む。(免許法第6条別表第3、第5)
中学校教諭	中学校の教員	
高等学校教諭	高等学校の教員	イ 受けようとする隣接校種の免許状の基礎免許状の学校の教諭又は講師(相当する義務教育学校の前期、後期課程、中等教育学校の前期、後期課程及び特別支援学校の各部の教諭又は講師を含む。) 小学校教諭の免許状取得については、幼保連携型認定こども園の教諭等を含む。(免許法第6条別表第8)
幼稚園教諭	幼稚園の教員	
中学校実習教諭	中学校の実習教員	ウ 受けようとする免許状の種類に相当する少年院、在外教育施設、外国の教育施設又はこれに準ずるものの課程の教育に従事する職(免許法施行規則第67条) エ 免許法附則第9項により高等学校実習教諭1種免許状の授与を受けようとする場合に限り、その教科に関する実習助手
高等学校実習教諭	高等学校の実習教員	
養護教諭	養護教員又は養護職員(免許法第6条別表第6備考4)	
特別支援学校教諭	特別支援学校の教員	2種免許状の授与を受ける場合に限り、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の教員(免許法第6条別表第7)

* 最低在職年数とは、授与を受けようとする免許状の種類ごとに、免許法の各別表に掲げる最低在職年数をいいます。

(2) 上記(1)のほか、最低在職年数を超える年数に通算される職

免許状の種類	通 算 さ れ る 職
小学校教諭	校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事及び社会教育主事の職（免許法施行規則第68、69条）
中学校教諭	
高等学校教諭	
幼稚園教諭	
中学校実習教諭	
高等学校実習教諭	
養護教諭	
栄養教諭	

3 在職年数を通算する際の留意事項

(1) 除算期間

上記2の在職期間であっても、次の期間は、在職年数には含まれません。

- ・ 休職の期間
- ・ 90日以上の病気による休暇の期間
- ・ 育児休業の期間
- ・ 戒告以上の処分の原因となる事実があった年度

(2) その他

ア 併任又は兼任の期間については、本務職によること。

イ 在職年数の算定は、辞令等に記載された日を起算日とし、年数をもって計算すること。

この場合、1年に満たない期間については、連続する在職期間ごとに月数（それぞれ1カ月に満たない期間は切り捨てること。）で計算し、その合計の12月をもって1年とすること。

* ただし、昭和63年改正法附則第10項の規定による場合は、従前の例によること。